

香川県建築物木材利用促進協定

「建築物木材利用促進協定」制度は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」の成立に伴い、建築物における木材利用を促進するために創設されました。

建築主等の事業者及び事業者団体（以下、事業者等という。）は、国又は地方公共団体と、建築物における木材の利用に関する構想や建築物における木材利用の促進に関する構想を盛り込んだ協定を締結することができます。

県では、建築物木材利用促進協定制度を活用し、建築物における県産木材利用の取組みが進展するよう、事業者等と協定を締結し、事業者等が、建築物木材利用促進構想の実現のため、県と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用（ウッド・チェンジ）を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

協定締結までの流れ

- (1) 事前相談：県との協定締結を希望する事業者等は、県森林・林業政策課に事前相談を行う。
- (2) 申入れ：事前相談が終了した事業者等は、知事宛に申入書を提出する。
- (3) 協定内容の調整：県は、申入者と協議を行い、協定文及び協定締結日について調整する。
- (4) 協定の締結、公表：県は、協定を締結した後、協定の内容をホームページ等にて公表する。

協定申入れに必要な書類

- ・ 申入書（様式第1号）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書（様式第1号別紙）
- ・ 申入者が法人の場合：定款または寄付行為、登記事項証明書
- ・ 申入者が個人の場合：住民票の写しもしくは個人番号カードの写しまたはこれらに類するものであって、氏名および住所を証する書類
- ・ その他必要と認められる書類

協定に関する制度等

- ・ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・ 建築物における木材の利用の促進に関する基本方針
- ・ 香川県建築物等における木材の利用の促進に関する方針（県）
- ・ 香川県建築物木材利用促進協定実施要領

協定締結の判断基準

- (1) 法の目的及び方針の実現に資する取組みであること
- (2) 各種法令に違反しないこと
- (3) 県内での取組みである又は県内を含む取組みであること
- (4) 原則として複数の市町にまたがる区域における取組みであること
- (5) その他必要と認められる事項

なお、協定締結の実施主体は、一定の目的を持って継続的に事業活動を行う事業者又は事業者団体であり、国内外の法令に反する業務を行っている者、公序良俗に反する業務を行っている者、及び反社会勢力又はこれに類似する者は対象となりません。

事前相談窓口

環境森林部森林・林業政策課（企画政策グループ）

電話：087-832-3464

FAX：087-806-0225

(別記様式第1号)

建築物木材利用促進協定の締結の申入書

※ 整理番号：

年 月 日

香川県知事

殿

申入者 住所
氏名
担当者名
連絡先

建築物木材利用促進協定の締結の手続及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	
構想の達成に向けた取組 みの内容	
構想の対象区域	
構想の達成に向けた取組 みの実施期間	

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申入者が法人にあっては、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載し、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(別記様式第1号別紙)

暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

香川県知事

殿

申入者住所

氏名又は名称及び代表者名

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下「暴力団」という。）又は暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
 - (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用していると認められる者
 - (3) 暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなどしていると認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者